

長岡京市魅力発信サイトの運用委託業務に係る公募型企画競争実施要領

1 業務の概要

(1) 業務名

長岡京市魅力発信サイトの運用委託業務

(2) 目的

本業務は行政が情報を届けにくい市民層及び近隣の市外住民に対して魅力を伝えることで、市民の市への愛着を醸成し、市外での認知を高めこのまちの雰囲気を感じてもらい、まずは本市を訪れ紹介したくなるような情報発信を行うものである。

(3) 委託業務内容

委託業務の主な内容は次のとおりとし、その詳細は仕様書によるものとする。

ア 魅力発信サイトの運用

イ サイト内のコンテンツ作成・取材

※ 仕様書（案）は、成果として求める最低限の内容を参考として示すものであり、契約に際しては、特定した事業者と別途調整を行うものである。

(4) 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(5) 成果物は、正副1部とし、別途電子データを納品する。

制作記事にあっては、サイト上へのアップロードデータをもって納品とする。

2 参加資格要件

参加事業者は、次の要件を全て満たしていること

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当するものでないこと
- (2) 長岡京市契約規則（昭和47年規則第27号）第3条の規定により、一般競争入札に参加させないことができるものでないこと
- (3) 長岡京市契約規則（昭和55年1月16日規則第2号）第5条の規定する競争入札等有資格業者名簿に登録されているもの。ただし、長岡京市競争入札有資格者名簿に登録されていないものであっても、様式第3号で示す参加資格要件確認資料を参加表明書に添付することにより、参加することができる。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県が指定した暴力団等の構成員を役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用していないもの
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法にあっては、

更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者は除く

- (6) 国税、都道府県民税及び市町村民税を完納していること
- (7) 過去5年以内に、ウェブサイトの運用及び記事の企画、取材、撮影等の業務を請け負った実績を有すること

3 失格要件

参加表明書を提出してから受託者が決定されるまでの間に、次のいずれかに該当したときは、失格又は審査の対象より除外する。

- (1) 参加資格要件を満たさないこととなったとき
- (2) 長岡京市競争入札等参加資格の停止に関する要綱（平成23年4月1日施行）別表第1又は別表第2に掲げる指名停止事項に該当すると認められるとき
- (3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき
- (4) 一つの参加事業者が複数の提案を行ったとき
- (5) 提案書等の作成にあたり、第三者の著作権を侵害する提案をしたとき
- (6) 参加表明書又は提案書等に虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 審査の公平性に影響を与える行為があったとき
- (8) 著しく信義に反する行為があったとき
- (9) その他業務の履行が困難と認められる状態に至ったとき

4 スケジュール

公募期間	令和6年3月28日（木）から 令和6年4月16日（火）まで
質問の受付	令和6年3月28日（木）から 令和6年4月9日（火）まで
質問の回答	令和6年4月12日（金）
参加表明書の提出期限	令和6年4月16日（火）
提案書の提出期間	令和6年4月16日（火）から 令和6年4月22日（月）まで
プレゼンテーション参加通知（予定）	令和6年4月19日（金）
プレゼンテーション・ヒアリング	令和6年4月24日（水）
特定及び非特定通知（発送予定日）	令和6年4月26日（金）

契約の締結（予定）	令和6年5月7日（火）
-----------	-------------

5 企画提案書の作成及び記載上の留意事項

(1) 企画提案書作成上の基本事項

企画提案は、長岡京市魅力発信サイトの運用について提案を求めるものであり、成果の一部を求めるものではない。

(2) 企画提案書の作成方法

企画提案は本業務の目的を把握し実現するため、次のとおり業務を請け負った場合のサイト運用及びコンテンツ作成の展開方法等について提案を受けるものである。

なお、企画提案書は任意様式とし、文字サイズ11ポイント以上で、次の事項を明記すること。

ア 事業者の概要及びウェブサイトの運用及び記事の企画、取材、撮影等の業務を請け負った実績

イ 記事制作を行う者の経歴、実績（団体及び法人として行っている場合は、その経歴・実績）及び過去に制作した記事

※主に記事制作を行う者が複数人いる場合はそれぞれを記載

ウ サイト運営の実施・連絡体制

エ コンテンツ作成のための取材体制（ライターやフォトグラファーその他必要となる取材スタッフの確保等）

オ 記事制作のコンセプト

カ 中期的な記事制作の企画、コンセプト等、どのように展開していくか

キ SNSで拡散されるためにどういった記事構成で展開していくべきか

ク 企画会議、取材行程、校正、サイトへのアップロードまでのスケジュール

ケ 1ヶ月当たりの制作可能本数、写真点数、文量等（効果的な発信を行うために、記事量の強弱をつけることは可能とする）

コ 市民及び団体向けのライター等の養成企画を実施するための体制及び内容

サ 本業務の見積もり額

本業務の契約金額の上限は、3,700,000円（取引にかかる消費税及び地方消費税相当額を含む）とする。

(3) 企画提案書の無効

提出書類について、この書面に示された条件に適合しない場合は、無効とする。

6 参加表明書の提出

(1) 提出書類 (各1部)

- ア 参加表明書 (様式1)
- イ 会社等の事業概要がわかる資料 (任意様式)
- ウ ウェブサイトの運用及び記事の企画、取材、撮影等の業務を請け負った実績 (様式2)
- エ 様式第3号に示す参加資格要件確認資料一式 (令和6年度長岡京市競争入札参加資格者名簿に登録の無い事業者のみ)

(2) 受付期間

募集開始から令和6年4月16日(火)午後5時まで(土曜・日曜を除く)。郵送による場合は、上記期間内に必着のこと。

(3) 提出方法及び提出先

- ア 方法 下記まで持参、郵送により提出すること
(電子メール、ファクシミリによるものは受け付けない。郵送による場合は、必ず到着確認の電話連絡を行うこと)
- イ 提出先 〒617-8501 長岡京市開田一丁目1番1号
長岡京市役所 対話推進部 広報発信課 広報戦略担当
電話：075-955-9660

7 質問書の受付

(1) 受付期間

令和6年3月28日(木)～4月9日(火)午後5時まで。
郵送による場合は、上記期間内に必着のこと。

(2) 提出方法及び提出先

- ア 方法 任意様式で下記まで持参、郵送、又は電子メールにより提出すること (必ず事業者名を明記すること。持参以外による場合は、必ず到着確認の電話連絡を行うこと)
- イ 提出先 〒617-8501 長岡京市開田一丁目1番1号
長岡京市役所 対話推進部 広報発信課 広報戦略担当
電話：075-955-9660
FAX：075-955-9703
E-mail：kouhou@city.nagaokakyo.lg.jp

8 企画提案書の提出

- (1) 提出書類（アは1部。イ及びウは5部）
 - ア 企画提案書提出届（様式第4号）
 - イ 企画提案書（任意様式）
 - ウ イを補足する資料（提出は任意）
- (2) 受付期間
令和5年4月16日（火）午前8時30分から4月22日（月）午後5時まで。
郵送による場合は、上記期間内に必着のこと。
- (3) 提出方法及び提出先
 - ア 方法 下記まで持参、郵送又は電子メールにより提出すること
（ファクシミリによるものは受け付けない。郵送又は電子メールによる場合は、必ず到着確認の電話連絡を行うこと）
 - イ 提出先 〒617-8501 長岡京市開田一丁目1番1号
長岡京市役所対話推進部広報発信課広報戦略担当
電話：075-955-9660
E-mail：kouhou@city.nagaokakyo.lg.jp

9 プレゼンテーション及びヒアリング

- (1) 企画提案書の提出後、次のとおりプレゼンテーション及びヒアリングを行う。
 - ア 実施場所 長岡京市役所
 - イ 実施日 令和6年4月24日（水）
 - ウ 開始時間 選定者に別途通知
 - エ 時間配分 プレゼンテーションは1者につき10分以内とし、ヒアリングは10分以内とする。
 - オ 出席者 本業務の予定担当者等（予定担当者は必ず出席すること）とし、1者あたりの出席人数は3名以内とする
 - カ その他 プレゼンテーションに機材を必要とする場合は説明者で準備すること
- (2) プレゼンテーション資料は企画提案書として提出されたものとする。ただし、パワーポイント等のプレゼンテーションにおいて使用するものについては、この限りではない。
- (3) プレゼンテーション及びヒアリングは審査委員会が行い庶務担当者が同席する

10 企画提案書を特定するための方法

企画提案書の特定にあたっては長岡京市魅力発信サイトの運用委託業務に係る企画競争方式審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設け、次の評価基準より審査を行う。

評価基準

評価項目	評価の着目点	配点
提案事業者の概要・実績等に係る評価	本事業に必要な知見、専門知識、ノウハウを有しているか	10
サイト運用体制に係る評価	サイトを円滑に運用できる体制が整っているか	5
	適切な取材体制（ライター・フォトグラファーの手配等）をとることが可能か	10
	作業工程、スケジュール等が検討され、実現するための方法が示されているか	10
コンテンツ作成に係る評価	記事のコンセプトは適切か	15
	思わずシェアしたくなる内容の記事制作ができるか	15
	中期的な記事制作の企画、コンセプトが適切か（長岡京市シティプロモーションガイドラインおよび第2期展開計画に沿った内容か）	15
	SNS との効果的な連携方法が可能か	5
	市民及び団体の養成企画の内容等が適切か	15
参考見積額	数値化（評価）しない	

- ▶ 審査委員の評価点の合計を総合評価点とし、総合評価点の最も高いものを特定する。なお、総合評価点の同じものが2者あるときは、各審査委員の評価基準「コンテンツ作成に係る評価」の点数の合計が高いものを特定する。
- ▶ 企画競争の参加者が1者となった場合は、基準点を設け、基準点に満たない場合は、特定しない。また、1者のみとなった参加者が、提案書を期限より早くに提出した場合、当該参加者と調整の上、ヒアリング及び特定等のスケジュールを早めることがある。
- ▶ 企画競争の参加者の公表は、「長岡京市入札及び契約等に関する公表基準」に準じて行う。
- ▶ 審査結果については、書面にて通知する。

1.1 企画提案書の特定

- (1) 令和6年4月26日（金）頃に特定する。
- (2) 企画提案書を特定したのものには特定通知書を送付する。特定しなかったものには非特定通知書を送付する。

1 2 非特定に関する事項

- (1) 提出した企画提案書が特定されなかった旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に書面により、長岡京市長に対して非特定理由について説明を求めることができる。
- (2) 上記（1）に対する回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面により行う。
- (3) 非特定理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりとする。
 - ア 受付場所 長岡京市役所 対話推進部 広報発信課 広報戦略担当
 - イ 受付時間 午前8時30分から午後5時まで（土曜・日曜を除く）

1 3 業務委託契約に関する事項

- (1) 見積徴取
企画提案書を特定したものと業務委託契約に係る詳細内容の協議を行う。ただし、特定したものが下記のいずれかに該当し、業務委託契約ができない場合は、次点者を相手先として再特定する。
 - ア 特定後に参加資格要件及び業務の実績に関する条件を満たさないことが明らかとなったとき
 - イ 見積徴取の結果、契約締結ができなかったとき
 - ウ 本業務委託契約の締結を辞退したとき
 - エ その他の理由により業務委託契約の締結が不可能になったとき
- (2) 業務委託の仕様及び条件
本業務委託の仕様については、別添仕様書（案）及び企画提案書等に記載された内容を尊重し、長岡京市において定める。

1 4 その他留意事項

- (1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 企画提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書は返却しない。なお、提出された企画提案書は、企画提案書の特定以外に提出者に無断で使用しない。
- (4) 審査内容や審査経過については、公表しない。
- (5) 参加を辞退した者は、これを理由として以後の選定等について不利益な取扱いを受けることはない。
- (6) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。